

公立大学法人島根県立大学職員給与規程

平成 19 年 4 月 1 日
規程第 23 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人島根県立大学職員就業規則(平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。)第 20 条の規定に基づき、就業規則の適用を受ける職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料、賞与及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額及び給料の調整額とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

4 諸手当は、管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当及び非常勤講師担当手当とする。

(給与の支給日等)

第 3 条 給料は、毎月 15 日(8 月にあつては 12 日)に支給する。ただし、その日が所定休日(公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成 19 年規程第 21 号。以下「勤務時間規程」という。)第 7 条第 1 項に規定する所定休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

2 給料は毎月末を締切日とし、各月の末日までに欠勤、短時間勤務等の事由により前項の規定に基づき支給した給料と本来支給すべき給料との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の給料においてこれを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることができる。

3 賞与は、第 17 条第 3 項に規定する場合を除き、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が所定休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い所定休日でない日に支給する。

4 管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、給料の支給日に支給する。

5 時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当及び非常勤講師担当手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することができる。

6 職員が勤務時間規程第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当は、同項の規定により時間外勤務代休時間が指定された月の翌日の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、その翌々月に支給するこ

とができる。

7 第1項及び前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため請求があった場合には、既往の勤務に対する給料及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し、若しくは解雇されたとき、又は法人が特に必要と認めたときも同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚（婚姻の届出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情（性別が同一である二者間の場合を含む。）にある者を含む。）若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡した場合

(2) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

（給与の支給原則等）

第4条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第5条 月の途中で、職員となった者、昇格、昇給等により給料の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の給料は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものととして、給料を支給する。

4 前3項の規定は、管理職手当の支給について準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第6条 第25条、第26条及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を1年間における1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定により勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第2章 給料

（給料の支給）

第8条 給料は、その者の職務に応じ、次条の給料表に定める職務の級及び号給に基づき、これを支給する。

(給料表)

第9条 給料表の種類及びその適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 大学教育職給料表(別表第1) 教授、准教授、講師、助教及び助手に対して適用する。

(2) 一般職給料表(別表第2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に対して適用する。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第3に定めるところにより給料表に定める職務の級に分類する。

(初任給)

第10条 新たに職員として採用した者の初任給は、別表第4に定める号給を基礎として、他の職員との均衡を考慮しつつ、その者の学歴免許等の資格、職務経験等に応じて、決定するものとする。

(昇格)

第11条 昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させるものとする。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(昇給)

第12条 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間における次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 勤務成績が良好である職員 A

(2) 勤務成績がやや良好でない職員 B

(3) 勤務成績が良好でない職員 C

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ)の昇給を行う場合における昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 大学教育職給料表の適用を受ける職員にあつては57歳、一般職給料表の適用を受ける職員にあつては55歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後の昇給は行わないものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができないものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(特別の場合の昇給)

第13条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は重度障害を有することとなった場合には、死亡し、又は重度障害を有することとなった日において、昇給をさせることができる。

(降格)

第 14 条 降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格する。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日における号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

（復職時等における号給の調整）

第 15 条 就業規則第 14 条第 1 項の規定により休職にされた職員が復職し、又は勤務時間規程第 21 条の育児休業若しくは勤務時間規程第 22 条の介護休業をした職員若しくは勤務時間規程第 19 条第 1 号若しくは第 2 号の休暇のため引き続き勤務しなかった職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業若しくは介護休業の期間又は休暇の期間を別表第 6 に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日以後における最初の 1 月 1 日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の調整額）

第 16 条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員については、その職務の特殊性に基づき、給料の調整を行うことができる。

2 前項の規定による給料の調整を行う職は、別表第 7 に定める職とする。

3 給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じて、別表第 8 に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に別表第 7 の調整数を乗じて得た額とする。

第 3 章 賞与

（賞与の支給）

第 17 条 賞与は、毎年 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に法人に在籍する職員に対して支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、賞与を支給しない。

(1) 基準日（基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において就業規則第 14 条第 1 項の規定に基づく休職期間中の職員のうち、給与の支給を受けていない者

(2) 基準日等において就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき休職中の者

(3) 基準日等において就業規則第 35 条第 3 号に規定する停職期間中の者

(4) 基準日の 1 か月前の日から支給日までの間に、就業規則第 28 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第 2 項第 4 号の規定に基づき懲戒解雇された者

3 支給日において前項第 4 号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。

（期末手当）

第 18 条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

- 2 前項の期末手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 3 別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 1 項の期末手当基礎額とする。

（勤勉手当）

第 19 条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日等において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

- 2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、

前条第3項中「前項」とあるのは、「第19条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 諸手当

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職員の範囲については、別表第9に定めるとおりとし、管理職手当の月額は、同表に定める額とする。

ただし、同表の区分の職を兼職する場合にあっては、上位の区分の額のみを支給するものとする。

3 管理職手当には、第26条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。

4 管理職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(業務災害に遭い、療養のため勤務しないことを法人が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

(産業医手当)

第20条の2 産業医手当は、公立大学法人島根県立大学職員安全衛生管理規程(平成19年規程第28号)第4条に規定する産業医に選任された職員に対して、これを支給する。

2 産業医手当の月額は、1事業場あたり10,000円とする。

(扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、これを支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(性別が同一である二者間の場合を含む。)にある者を含む。)以下同じ。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(大学教育職給料表5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 職員は、扶養手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

6 扶養手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月(事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して

1月を経過した後にはされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(住居手当)

第22条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含み、法人又は島根県が設置した宿舍を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。共益費、駐車場使用料を除く。以下同じ。)を支払っている職員に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 前条第5項及び第6項の規定は、住居手当について準用する。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、別表第10に定める額とする。

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額)が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

3 勤務地を異にする異動又は勤務地の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員であつて、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であるもののうち、第1項第1号又は第3号

に掲げる職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が次に掲げる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額と前項の規定による額の合計額とする。

- (1) 特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)の利用により通勤時間が30分以上短縮されること。
 - (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用して通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が、当該道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離に100分の125を乗じて得た距離を超えないこと。
- 4 第1項に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
 - 5 通勤手当は、支給単位期間(法人が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第3条に定める日に支給する。
 - 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
 - 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
 - 8 職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の通勤手当は支給しない。
 - 9 第21条第5項及び第6項の規定は、通勤手当について準用する。
(単身赴任手当)

第24条 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が60キロメートル以上であるもののうち、単身で生活することを状況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地までの通勤距離が、60キロメートル未満となった場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が80キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 80キロメートル以上100キロメートル未満 5,000円
 - (2) 100キロメートル以上150キロメートル未満 8,000円

(3) 150 キロメートル以上 10,000 円

3 採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が 60 キロメートル以上であるもののうち、採用の事情等を考慮して特に必要があると認められる者については、別に定めるところにより、単身赴任手当を支給することができる。

4 第 21 条第 5 項及び第 6 項の規定は、単身赴任手当について準用する。

(時間外勤務手当)

第 25 条 勤務時間規程第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられた職員には、これらの勤務を命じられた時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

(1) 超過勤務 100 分の 125(その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 150)

(2) 休日勤務 100 分の 135(その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 160)

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規定第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられ、これらの勤務を命じられた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 175) を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

3 勤務時間規程第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 175) から第 1 項各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、管理職員には、時間外勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

第 26 条 勤務時間規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額の夜間勤務手当を支給する。ただし、前条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、時間外勤務手当が支給される場合は、夜間勤務手当は支給しない。

(宿日直手当)

第 26 条の 2 所轄労働基準監督署長の許可を受け、勤務時間規定第 9 条の規定に基づき、宿直又は日直の勤務を命じられた職員には、その勤務 1 回につき 6,100 円の宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は前 2 条の勤務には含まれないものとする。

(入試問題作成等手当)

第 27 条 入試問題作成等手当は、入学試験問題(AO入学試験における課題及び総合政策学部における自己推薦入学試験の総合問題を含む。以下同じ。)の作成等担当委員を命じら

れた職員が、入学試験問題の作成、採点等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。
 - (1) 一般選抜試験（大学院の一般選抜試験を除く。）及び自己推薦入学試験における業務（小論文に係る業務を除く。）
 - ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 40,000 円
 - イ 入学試験問題の作成補助（入学試験問題の作成を行った者以外の者が行う入学試験問題の検討、点検等の業務をいう。次号において同じ。） 1 教科につき 8,000 円
 - ウ 採点（自己推薦入学試験におけるレポート採点を含む。） 1 日につき 5,000 円
 - (2) 前号に該当する業務以外の入学試験業務
 - ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 5,000 円
 - イ 入学試験問題の作成補助 1 教科につき 1,000 円
 - ウ 採点（AO入学試験におけるレポート採点を含む。） 1 日につき 5,000 円
- 3 職員が同一の試験の同一の教科について入学試験問題の作成の業務及び入学試験問題の作成補助の業務のいずれにも従事した場合は、当該教科については、入学試験問題の作成の業務に係る手当を支給し、入学試験問題の作成補助の業務に係る手当は支給しない。
（大学入学共通テスト手当）

第 27 条の 2 大学入学共通テスト手当は、教員が大学入学共通テストの試験監督者等の職を兼ね、大学入学共通テスト当日に当該試験監督者等としての業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 日につき 15,000 円とする。
（面接担当手当）

第 27 条の 2 の 2 面接担当手当は、教員が入学試験における面接の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 日につき以下の各号に定める額とする。
 - (1) 面接を所定休日に行った場合 8,000 円
 - (2) 面接を所定休日以外に行った場合 4,000 円
（公開講座担当手当）

第 27 条の 3 公開講座担当手当は、職員が、公開講座の講師の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第 11 に定める額とする。
（リカレント教育手当）

第 27 条の 4 リカレント教育手当は、教員が所定休日又は夜間（午後 8 時以後の時間をいう。）において、リカレント教育に係る授業（授業以外のリカレント教育に係る講義、演習等のうち理事長が別に定めるものを含む。以下この条において同じ。）に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、授業 1 回につき 7,000 円（授業の時間が 1 時間以内の場合にあつては 3,500 円）とする。
- 3 リカレント教育手当には、第 26 条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。
- 4 非常勤講師担当手当の支給要件に該当する授業を担当した場合は、当該授業に関してはこれらの手当を支給し、リカレント教育手当は支給しない。

(大学院留学生研究指導手当)

第 27 条の 5 大学院留学生研究指導手当は、大学院留学生が学位認定された場合に、主たる指導教員として学術論文作成指導の完成に至るまでの一連の指導業務に従事した当該学生が所属する課程の職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 大学院博士後期課程 指導した留学生 1 人につき 60,400 円

(2) 大学院博士前期課程 指導した留学生 1 人につき 30,200 円

(3) 前 2 号の規定に関わらず、1 名の留学生に対し複数名の指導教員を認定した場合にあっては、前 2 号の手当の額は別表第 12 に定める額とする。

第 28 条 削除

(非常勤講師担当手当)

第 29 条 非常勤講師担当手当は、職員が公立大学法人島根県立大学の非常勤講師の職を兼ね、当該非常勤講師としての授業に従事した場合に支給する。ただし、教員が、教員と同一キャンパスに属する学生のみが対象となる授業に従事した場合には支給しない。

2 前項の手当の額は、授業 1 回につき、次の表に定める額とする。

従事者の職名	手当の額
教授	9,800 円
准教授	9,100 円
教授及び准教授以外の者	8,400 円
事務職員	7,000 円

注 授業時間が 1 時間以内の場合にあっては、この表に掲げる額の 2 分の 1 の額とする。

第 5 章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第 30 条 職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が結核性疾患にかかり就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に基づき休職にされたときはその休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。ただし、その原因である災害が業務災害であると認められるときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(給与の減額)

第 31 条 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、勤務 1 時間当たりの

給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

(特例)

第 32 条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号。以下「公益法人等派遣法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき島根県から派遣された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、公益法人等派遣法第 2 条第 1 項の規定に基づく法人と島根県との間の取決めにおいて定めるところによる。

2 任期を定めて雇用された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

第 6 章 補則

(給与の改定)

第 33 条 この規程に定める給与の額は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように、これを改定するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 34 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 59 条第 2 項の規定により法人がその身分を承継した職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその同意に基づき島根県から給与の口座振込を受けていた者については、当該同意をこの規程第 4 条第 3 項の規定に基づく同意とみなすことができる。

(施行日における承継職員の職務の級及び号給)

3 承継職員(施行日に昇任又は降任をした職員を除く。)の施行日における職務の級及び号給は、その者が施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 6 号。以下「県立学校条例」という。)の規定により決定されていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。

4 施行日に昇任又は降任をした職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において県立学校条例の規定により決定されていた職務の級及び号給を基礎として、第 11 条又は第 14 条の規定を適用した場合に得られる職務の級及び号給とする。

(住居手当に係る経過措置)

5 承継職員のうち、施行日の前日において、県立学校条例第 19 条の 2 の規定に基づき住居手当の支給を受けていた者であって、引き続き同一の住居に居住するものに対する第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号の規定中「職員(法人が設置した宿舎に入居することができない事情がある者に限る。)」とあるのは、「職員」と読み替える。

(給料月額に関する経過措置)

6 承継職員のうち、施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 17 年島根県条例第 77 号)附則第 8 項から第 10 項までの規定の適用を受けていた者については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。なお、同条例附則第 8 項第 1 号の表中

給料表	職務の級	号給
給与条例別表第1の 高等学校等教育職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで

とあるのは

給料表	職務の級	号給
大学教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 7 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、第16条に規定する給料の調整額の支給を受ける職員に対して、同条の規定による給料の調整額のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県人事委員会規則第8号)附則第9項及び第10項の規定に準じて算出した額の給料の調整額を支給する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 8 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、第20条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対して、同条の規定による管理職手当のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成19年島根県人事委員会規則第12号)附則第2項から第4項までの規定に準じて算出した額の管理職手当を支給する。

(職員の給与の特例)

- 9 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の給料月額、第8条の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額とし、第18条第2項の期末手当基礎額の算定について同条第3項の加算を受けることができない職員の賞与及び勤務1時間当たりの給与額(第31条に規定するものを除く。)の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の10
- (2) 管理職員(前号に掲げる者を除く。) 100分の8
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の6

- 10 附則第6項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、「の給料月額」とあるのは「の給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額」と、「第8条」とあるのは「第8条及び附則第6項」と、「定める額から当該額に次の」とあるのは「定める額と附則第6項の規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の」と、「給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額」とあるのは「給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該合計額」とする。

- 11 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、職員の管理職手当の額は、第 20 条第 2 項及び附則第 8 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- (1) 管理職員のうち別表第 9 の 1 種又は 2 種の区分の適用を受ける者 100 分の 25
- (2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100 分の 20
- 12 平成 19 年 12 月 1 日から平成 22 年 12 月 10 日までの間、基準日以前 6 箇月以内の期間において外部資金を受けて行う業務に従事した職員のうち、理事長が、別に定める基準に基づき法人としての成果の向上に貢献をしたと認める者の期末手当の額は、第 18 条の規定により算出した額に、50,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める額を加算した額とする。
- 13 12 月に支給する期末手当の額は、教員個人評価に基づき前年度の活動に対して高い評価を得た者のうち理事長が別に定める者にあつては、第 18 条の規定により算出した額に、理事長が別に定める額を加算した額とする。
- 14 平成 22 年 12 月に支給する期末手当において、給与規程附則第 12 項及び第 13 項のいずれにも該当する職員は、いずれか高い額となる附則のみ適用する。
- 15 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、職員の管理職手当の額は、第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- (1) 管理職員のうち別表第 9 の 1 種又は 2 種の区分の適用を受ける者 100 分の 12.5
- (2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100 分の 10
- 16 平成 27 年 3 月 31 日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）の給料月額を、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、第 8 条及び第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、第 8 条及び第 9 条第 1 項の規定により定められる額とする。

給料表	職務の級
大学教育職給料表	4 級
一般職給料表	6 級

- 17 平成 27 年 3 月 31 日までの間、前項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員

のうち、その職務の級が前項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 18 令和4年4月1日から当分の間、令和4年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日に助手の職務に従事する職員のうち、切替日以降も引き続き助手の職務に従事する職員について、その者が受ける給料月額は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、別表第1の2級を適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定（公開講座担当手当に係る部分に限る。）、第27条の3を加える改正規定並びに附則第9項及び第11項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第3項、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の別表第6の規定は、平成19年8月1日以後の育児休業の期間に係る調整について適用し、同日前の育児休業の期間に係る調整については、なお従前の例による。
（平成19年12月に管理職員に対して支給する期末手当に関する特例）
- 1 平成19年12月に管理職員（別表第9の1種、2種又は3種の区分の適用を受ける者に限る。）に対して支給する期末手当に関する改正後の第18条第1項の規定については、同項中「100分の150」とあるのは、「100分の140」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第3条の規定（面接担当手当に係る部分に限る。）並びに第27条の2の2の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第25条、附則第9項（特例期間に係る部分に限る。）、第11項（特例期間に係る部分に限る。）及び別表第9の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当に関する改正後の第18条第1項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは、「100分の125（第20条第1項に規定する管理職員以外の職員にあっては、100分の135）」とする。

(平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定の適用については、同項中、「100 分の 67.5」とあるのは、「100 分の 62.5」とする。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、附則第 9 項及び第 11 項の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 24 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)
- 2 この改正の施行の日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の公立大学法人島根県立大学職員給与規程附則第 16 項及び第 17 項の規定の適用については、第 16 項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とし、第 17 項中「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 25 年 1 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 24 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 2 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)
- 2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定については、同項中「100 分の 65」とあるのは、「100 分の 75」とする。
(給与の内払)
- 3 改正前の規程に基づいて、平成 26 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員について、その者が受ける給料月額が、次項に定める給料月額に達しないこととなるものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日の前日の給料月額は、第 9 条第 1 項に規定する額とする。この場合において、切替日の前日に特定職員であった職員にあっては、切替日の前日において受けていた給料月額を平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 16 項本文の規定の例により減じて得た給料月額とし、かつ、切替日の前日において職員給与規程平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 6 項本文の規定の例による経過措置を受けていた職員にあっては、当該経過措置の額を減じて得た給料月額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、切替日以後に、その者が受ける給料月額が前項の給料月額に達した日以後、第 2 項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 12 月 9 日から施行し、改正後の規定（第 19 条第 1 項の改正規定

を除く)は平成27年4月1日から、第19条第1項の改正規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第19条第1項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは、「100分の80」とする。

(給与の内払)

- 3 改正前の規定に基づいて、平成27年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年2月6日から施行する。ただし、第21条及び第23条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第9条及び第19条による改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正前の規程に基づいて、平成28年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。
(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円とする。)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円とする。)とする。
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年2月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成 29 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 31 年 2 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 18 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成 30 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 2 月 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成 31 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 117.5」とあるのは、「100 分の 115」とする。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和 3 年 4 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和3年12月に支給する期末手当に関する改正後の第18条第1項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の107.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年1月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第11条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、令和4年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年2月2日から施行する。ただし、別表第5の規定は令和6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第18条、第19条、別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の第3条第7項及び第21条第2項の規定は令和5年10月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の規程に基づいて、令和5年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年1月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、令和6年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

別表第1 (第9条第1項関係)

大学教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	218,773	262,568	318,517	359,901	424,991
2	221,284	264,778	320,727	362,513	426,899
3	223,695	266,887	322,937	365,124	428,707
4	226,106	268,796	325,046	367,636	430,415
5	228,516	270,604	327,155	370,046	432,122
6	230,927	272,110	329,064	372,457	434,031
7	233,438	273,617	330,872	374,968	435,939
8	235,849	275,124	332,680	377,379	437,748
9	238,260	276,932	334,488	379,890	439,154
10	240,068	278,941	336,397	382,401	441,062
11	241,876	280,950	338,205	384,912	442,971
12	243,684	282,959	340,013	387,323	444,879
13	245,392	284,968	341,821	389,734	446,286
14	246,999	287,177	343,428	391,341	448,194
15	248,606	289,287	345,035	392,848	450,103
16	250,113	291,396	346,542	394,354	452,011
17	251,619	293,305	348,048	395,359	453,719
18	253,025	296,017	349,656	397,066	455,527
19	254,331	298,729	351,263	398,473	457,335
20	255,738	301,341	352,870	399,779	459,143
21	257,043	303,952	354,276	400,984	461,152
22	258,550	306,363	356,285	401,988	463,362
23	260,057	308,774	358,294	402,993	465,772
24	261,563	310,983	360,303	403,997	468,083
25	263,070	313,193	362,111	404,901	470,091
26	264,778	315,202	363,718	406,006	472,201
27	266,485	317,211	365,325	407,111	474,310
28	268,193	319,220	366,932	408,216	476,319
29	269,800	321,229	368,238	409,321	478,328
30	271,709	323,137	369,745	410,426	480,638
31	273,617	325,046	371,151	411,531	482,848
32	275,526	326,954	372,457	412,636	484,757
33	277,334	328,763	373,763	413,741	486,665
34	278,539	330,671	374,968	414,846	488,775
35	279,744	332,580	376,174	415,951	490,984
36	280,849	334,488	377,278	417,156	492,993
37	281,854	336,196	378,383	418,160	495,103
38	282,858	337,401	379,790	419,265	497,112
39	283,863	338,506	381,095	420,370	499,020

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	
40		284,867	339,611	382,401	421,576	500,929
41		285,872	340,213	383,707	422,480	502,938
42		286,977	340,615	385,013	423,584	504,846
43		288,081	341,017	386,319	424,689	506,554
44		288,986	341,419	387,624	425,694	508,462
45		289,890	342,022	388,930	426,698	510,371
46		290,894	342,524	390,136	427,803	512,179
47		291,898	343,026	391,341	428,908	513,987
48		292,803	343,428	392,446	430,013	515,795
49		293,707	343,830	393,551	431,018	517,502
50		294,209	344,231	394,756	432,223	519,210
51		294,611	344,633	395,861	433,428	521,018
52		295,213	345,035	396,966	434,634	522,826
53		295,615	345,437	398,071	435,337	524,333
54		296,017	345,839	399,276	436,241	525,940
55		296,318	346,240	400,482	437,145	527,648
56		296,720	346,642	401,587	437,948	529,255
57		297,122	347,044	402,591	438,752	530,862
58		297,624	347,446	403,596	439,656	532,168
59		298,126	347,847	404,600	440,560	533,474
60		298,528	348,249	405,504	441,364	534,679
61		298,930	348,651	406,709	442,067	535,884
62		299,332	349,053	408,116	442,971	536,889
63		299,733	349,455	409,522	443,975	537,893
64		300,135	349,856	410,928	444,879	538,898
65		300,537	350,258	411,732	445,783	539,500
66		300,939	350,660	412,736	446,687	540,404
67		301,341	351,062	413,741	447,692	541,308
68		301,742	351,464	414,846	448,596	542,212
69		302,144	351,865	415,750	449,600	543,116
70		302,546	352,368	416,553	450,605	543,920
71		302,948	352,769	417,357	451,509	544,623
72		303,349	353,171	418,060	452,513	545,125
73		303,751	353,472	418,763	453,417	545,828
74		304,153	353,975	419,667	454,321	546,331
75		304,555	354,377	420,471	455,225	547,134
76		304,957	354,778	421,073	456,230	547,737
77		305,258	355,180	421,676	457,033	548,239
78		305,660	355,682	422,078	457,435	
79		306,062	356,185	422,379	458,038	
80		306,463	356,687	422,680	458,641	
81		306,765	357,189	422,982	459,243	
82		307,166	357,892	423,283	459,946	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
83	307,568	358,595	423,484	460,248	
84	307,970	359,298	423,785	460,850	
85	308,271	359,901	423,986	461,252	
86	308,673	360,504	424,288	461,553	
87	309,075	361,106	424,589	461,855	
88	309,477	361,709	424,890	462,156	
89	309,878	362,211	425,091	462,457	
90	310,280	362,613	425,292		
91	310,682	363,015	425,593		
92	311,084	363,417	425,895		
93	311,486	363,819	426,096		
94	311,988	364,220	426,397		
95	312,490	364,723	426,698		
96	312,892	365,124	427,000		
97	313,294	365,727	427,201		
98	313,796	366,229	427,502		
99	314,298	366,631	427,803		
100	314,901	367,133	428,004		
101	315,202	367,535	428,205		
102	315,504	368,037	428,506		
103	315,805	368,339	428,808		
104	316,106	368,740	429,009		
105	316,408	369,243	429,210		
106	316,709	369,644			
107	317,010	370,147			
108	317,211	370,649			
109	317,512	371,051			
110	317,814	371,553			
111	318,216	371,955			
112	318,617	372,357			
113	318,919	372,758			
114	319,321	373,160			
115	319,622	373,562			
116	319,923	373,964			
117	320,124	374,365			
118	320,425	374,767			
119	320,827	375,169			
120	321,229	375,571			
121	321,430	375,872			
122	321,731	376,274			
123	322,033	376,676			
124	322,434	377,078			
125	322,635	377,479			

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
126	322,836	377,982			
127	323,137	378,484			
128	323,439	378,886			
129	323,640	379,287			
130	323,941				
131	324,343				
132	324,544				
133	324,745				
134	325,046				
135	325,448				
136	325,649				
137	325,850				
138	326,050				
139	326,251				
140	326,553				
141	326,954				
142	327,256				
143	327,557				
144	327,859				
145	328,260				
146	328,562				
147	328,763				
148	329,064				
149	329,466				
150	329,767				
151	330,068				
152	330,269				
153	330,571				
154	330,872				
155	331,173				
156	331,475				
157	331,675				

別表第2（第9条第1項関係）

一般職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
号給	円	円	円	円	円	円	円
1	184,320	231,028	262,468	288,584	311,184	336,497	375,069
2	185,425	232,534	263,472	290,191	312,892	338,405	377,680
3	186,630	234,041	264,476	291,698	314,600	340,213	379,991
4	187,735	235,548	265,481	293,204	316,106	342,022	382,200
5	188,840	237,054	266,485	294,711	317,512	343,729	384,109
6	190,547	238,561	267,490	296,218	318,818	345,437	386,419
7	192,155	240,068	268,494	297,624	320,124	347,044	388,528
8	193,762	241,575	269,499	298,930	321,430	348,751	390,537
9	195,369	243,081	270,503	300,135	322,736	350,359	392,546
10	197,077	244,487	271,508	301,642	324,544	352,066	394,857
11	198,684	245,894	272,512	303,149	326,352	353,673	397,066
12	200,291	247,300	273,517	304,555	328,059	355,281	399,276
13	201,898	248,505	274,521	305,961	329,767	356,787	401,486
14	203,606	249,711	275,526	307,066	331,475	358,495	403,796
15	205,313	250,916	276,530	308,070	333,182	360,102	406,006
16	207,021	252,121	277,635	309,276	334,890	361,709	408,317
17	208,327	253,226	278,639	310,481	336,497	363,316	410,125
18	209,934	254,331	279,945	312,088	338,205	365,124	412,033
19	211,541	255,436	281,251	313,695	339,912	366,631	413,942
20	213,048	256,541	282,456	315,303	341,519	368,238	415,750
21	214,554	257,546	283,762	316,809	343,026	369,644	417,558
22	216,161	258,550	285,068	318,416	344,633	371,252	419,366
23	217,769	259,555	286,273	320,024	346,240	372,859	421,174
24	219,376	260,559	287,479	321,631	347,747	374,365	422,982
25	220,983	261,563	288,584	323,137	349,153	376,274	424,589
26	222,690	262,468	289,789	324,845	350,861	378,182	426,096
27	223,996	263,372	291,095	326,452	352,468	380,091	427,602
28	225,302	264,276	292,401	328,059	354,075	381,899	429,109
29	226,608	265,079	293,707	329,466	355,281	383,406	430,616
30	227,713	265,883	294,711	331,173	356,787	385,214	431,922
31	228,818	266,686	295,715	332,881	358,294	386,921	433,227
32	229,923	267,490	296,820	334,488	359,801	388,528	434,433
33	231,028	268,193	297,925	335,693	361,508	390,236	435,638
34	232,133	268,997	299,131	337,602	363,316	391,642	436,944
35	233,237	269,800	300,236	339,309	365,024	393,049	438,250
36	234,342	270,503	301,441	340,917	366,731	394,455	439,455
37	235,447	271,206	302,646	342,423	368,138	395,861	440,660
38	236,452	272,010	303,952	344,030	369,444	397,066	441,464
39	237,456	272,814	305,258	345,638	370,649	398,272	442,268
40	238,360	273,517	306,564	347,245	372,055	399,276	443,071

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
号 給	円	円	円	円	円	円	円
41	239,264	274,220	307,870	348,952	373,160	400,381	443,674
42	240,168	275,023	309,175	350,760	374,064	401,587	444,277
43	240,972	275,827	310,481	352,568	375,069	402,692	444,879
44	241,775	276,530	311,787	354,377	376,174	403,796	445,482
45	242,479	277,233	313,093	355,883	376,977	404,500	446,185
46	243,081	277,936	314,399	357,289	377,881	405,203	446,989
47	243,684	278,639	315,704	358,696	378,785	405,906	447,390
48	244,287	279,343	316,809	360,102	379,589	406,609	448,094
49	244,889	280,046	317,713	361,609	380,392	407,212	448,596
50	245,492	280,749	319,019	362,412	381,196	407,814	448,998
51	246,095	281,452	320,325	363,417	381,999	408,317	449,399
52	246,597	282,155	321,631	364,421	382,703	408,718	449,801
53	247,099	282,758	322,836	365,325	383,406	409,120	450,203
54	247,501	283,461	324,142	366,430	384,109	409,321	450,605
55	247,802	284,064	325,347	367,334	384,812	409,622	451,007
56	248,104	284,767	326,553	368,339	385,515	409,924	451,308
57	248,405	285,369	327,859	369,243	386,017	410,225	451,609
58	248,706	286,073	328,963	369,946	386,620	410,526	452,011
59	249,008	286,675	330,068	370,649	387,223	410,828	452,312
60	249,309	287,378	331,173	371,252	387,926	411,129	452,614
61	249,610	287,981	331,876	371,653	388,328	411,330	452,915
62	249,912	288,684	332,780	372,256	388,930	411,631	
63	250,213	289,287	333,484	372,959	389,533	411,933	
64	250,514	289,789	334,287	373,662	390,035	412,234	
65	250,816	290,291	335,091	373,964	390,437	412,435	
66	251,117	290,894	335,492	374,667	391,040	412,736	
67	251,418	291,396	336,095	375,370	391,642	413,038	
68	251,720	291,999	336,798	375,973	392,145	413,339	
69	252,021	292,501	337,602	376,274	392,546	413,540	
70	252,322	293,003	338,305	376,776	393,049	413,841	
71	252,624	293,606	339,008	377,379	393,551	414,142	
72	252,925	294,209	339,611	377,982	394,154	414,343	
73	253,226	294,711	340,113	378,283	394,455	414,544	
74	253,528	295,213	340,716	378,886	394,857	414,846	
75	253,829	295,615	341,218	379,589	395,258	415,147	
76	254,130	295,916	341,821	380,191	395,660	415,348	
77	254,432	296,117	342,122	380,593	395,962	415,549	
78	254,733	296,419	342,624	381,095	396,263	415,850	
79	255,034	296,619	343,026	381,698	396,564	416,151	
80	255,336	296,921	343,428	382,200	396,765	416,352	
81	255,637	297,122	343,830	382,703	396,966	416,553	
82	255,938	297,323	344,332	383,305	397,267	416,855	
83	256,240	297,624	344,834	383,807	397,569	417,156	
84	256,541	297,825	345,336	384,109	397,770	417,357	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号 給	円	円	円	円	円	円	円
85	256,842	298,126	345,638	384,511	397,971	417,558	
86	257,144	298,428	346,039	385,013	398,272		
87	257,445	298,729	346,441	385,415	398,573		
88	257,747	299,030	346,843	385,816	398,774		
89	258,048	299,332	347,144	386,218	398,975		
90	258,349	299,633	347,546	386,720	399,276		
91	258,651	299,934	347,948	387,122	399,578		
92	258,952	300,336	348,350	387,524	399,779		
93	259,253	300,537	348,551	387,825	399,979		
94		300,738	348,952				
95		301,039	349,354				
96		301,441	349,756				
97		301,642	349,957				
98		301,943	350,359				
99		302,345	350,760				
100		302,747	351,062				
101		302,948	351,363				
102		303,249	351,765				
103		303,550	352,167				
104		303,852	352,568				
105		304,053	353,071				
106		304,354	353,472				
107		304,655	353,874				
108		304,957	354,276				
109		305,157	354,778				
110		305,559	355,180				
111		305,961	355,581				
112		306,262	355,983				
113		306,463	356,285				
114		306,664					
115		306,966					
116		307,367					
117		307,568					
118		307,769					
119		308,070					
120		308,372					
121		308,774					
122		308,974					
123		309,276					
124		309,577					
125		309,878					

別表第3（第9条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	助手
2級	助教
3級	講師
4級	准教授
5級	教授

(2) 一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、司書、保健師、看護師
2級	主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師
3級	係長、主任
4級	室長、係長、主査、専門員
5級	課長、室長
6級	事務局次長、部長、事務部長、調整監
7級	事務局長

別表第4（第10条関係）

(1) 大学教育職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
助手	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	1級49号給
	2 博士課程修了	1級41号給
	3 修士課程修了 大学6卒	1級25号給
	4 大学卒	1級13号給
助教	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	2級37号給
	2 博士課程修了	2級29号給
	3 修士課程修了 大学6卒	2級13号給
	4 大学卒	2級1号給
講師		3級1号給
准教授		4級1号給
教授		5級1号給

(2) 一般職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
主事、司書、保健師、看護師	1 大学卒	1級21号給
	2 短大卒	1級13号給
	3 高校卒	1級5号給
主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師		2級1号給
係長、主任		3級1号給
室長、係長、主査、専門員		4級1号給
課長、室長		5級1号給
事務局次長、部長、事務部長、調整監		6級1号給
事務局長		7級1号給

別表第5（第11条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	1
23	3	3	11	1
24	4	4	12	1
25	5	5	13	1
26	6	6	14	1
27	7	7	15	1
28	8	8	16	1
29	9	9	17	1
30	10	10	18	2
31	11	11	19	3
32	12	12	20	4
33	13	13	21	5
34	14	14	21	6
35	15	15	22	7
36	16	16	22	8
37	17	17	23	9
38	18	18	23	10
39	19	19	24	11
40	20	20	24	12
41	21	21	25	13
42	22	22	26	14

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
43	23	23	27	15
44	24	24	28	16
45	25	25	29	17
46	25	26	30	17
47	25	27	31	18
48	26	28	32	18
49	26	29	33	19
50	26	29	34	19
51	27	30	35	20
52	27	30	36	20
53	27	31	37	21
54	28	31	38	21
55	28	32	39	22
56	28	32	40	22
57	29	33	41	23
58	29	33	42	23
59	29	33	43	24
60	30	34	44	24
61	30	34	45	25
62	30	34	46	25
63	31	35	47	26
64	31	35	48	26
65	31	35	49	27
66	32	36	50	27
67	32	36	51	28
68	32	36	52	28
69	33	37	53	29
70	33	37	54	29
71	33	38	55	29
72	33	38	56	30
73	34	39	57	30
74	34	39	57	30
75	34	40	58	30
76	34	40	58	31
77	35	41	59	31
78	35	41	59	31
79	35	42	60	31
80	35	42	60	32
81	36	43	61	32
82	36	43	61	32
83	36	44	61	32
84	36	44	61	33
85	37	45	62	33
86	37	45	62	33

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
87	37	45	62	34
88	38	46	62	34
89	38	46	62	35
90	38	46	62	
91	39	47	62	
92	39	47	62	
93	39	47	62	
94	40	48	62	
95	40	48	62	
96	40	48	62	
97	41	49	62	
98	41	49	62	
99	41	49	62	
100	41	49	62	
101	41	50	62	
102	41	50	62	
103	42	50	62	
104	42	50	62	
105	42	51	62	
106	42	51		
107	42	51		
108	42	51		
109	43	52		
110	43	52		
111	43	52		
112	43	52		
113	43	52		
114	43	52		
115	44	53		
116	44	53		
117	44	53		
118	44	53		
119	44	53		
120	44	53		
121	45	54		
122	45	54		
123	45	54		
124	45	54		
125	45	54		
126	46	54		
127	46	55		
128	46	55		
129	46	55		
130	46			

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
131	47			
132	47			
133	47			
134	47			
135	47			
136	48			
137	48			
138	48			
139	48			
140	48			
141	49			
142	50			
143	51			
144	52			
145	53			
146	53			
147	53			
148	54			
149	54			
150	54			
151	55			
152	55			
153	55			
154	56			
155	56			
156	56			
157	57			

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

(2) 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31
62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	27	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	31

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32
81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	
87	35	51	53	70	51	
88	35	52	53	70	51	
89	35	52	54	71	52	
90	36	52	54	72	52	
91	36	52	54	73	52	
92	36	52	54	74	52	
93	37	53	55	75	53	
94		53	55			
95		53	55			
96		53	55			
97		53	55			
98		54	55			
99		54	55			
100		54	56			
101		54	56			
102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			
111		56	57			
112		56	57			
113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				
121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

別表第6（第15条関係）
休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
就業規則第14条第1号の規定による休職（その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	2分の2
就業規則第14条第3号又は第4号の規定による休職（第4号の規定によるものにあつては、その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	
勤務時間規程第19条第1号の休暇の期間	
就業規則第14条第2号の規定による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
勤務時間規程第21条の育児休業の期間	
勤務時間規程第22条の介護休業の期間	3分の2
就業規則第14条第1号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間 勤務時間規程第19条第2号の休暇の期間	
就業規則第14条第4号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間	2分の1

別表第7（第16条第2項及び第3項関係）
給料の調整額を支給する職及び調整数

勤務箇所	職	調整数
島根県立大学	1 教授、准教授、講師又は助教で、大学院研究科の授業を常時担当するもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの（別に定める者に限る。）	3.0
	2 大学院担当教員のうち、博士後期課程を担当する者（1に掲げる者を除く。）	2.0
	3 大学院担当教員（1及び2に掲げる者を除く。）	1.0

別表第8（第16条第3項関係）
給料の調整額の調整基本額表

職務の級	調整基本額
2級	10,482円
3級	11,879円
4級	12,678円
5級	14,974円

別表第9（第20条第2項関係）

管理職手当を支給する職及び支給額

(1) 大学教育職給料表適用者

職名	区分	支給額
学長代行 副学長（浜田） 副学長（出雲） 副学長（松江）	1種	133,600円
国際関係学部長 地域政策学部長 看護栄養学部長 人間文化学部長	2種	106,900円
北東アジア開発研究科長 看護学研究科長 短期大学部長	3種	85,500円
しまね地域国際研究センター長	4種	64,100円
教務部長 学生生活部長 教務学生生活部長 看護栄養交流センター長 しまね地域共生センター長	5種	53,400円
学科長 コース長	6種	42,800円
別科長 魅力化推進本部の推進室長	7種	32,100円
基礎教養部長、指定委員会の委員長及び図書館長	8種	21,400円

(2) 一般職給料表適用者

職名	区分	支給額
事務局長	2種	88,500円
事務局次長 教育研究支援部長 事務部長	4種	49,900円
調整監	5種	41,600円

別表第10（第23条第1項第2号関係）

交通用具使用者通勤手当額表

通勤距離	自動4輪	自動2輪・自転車
2 km以上 4 km未満	2,100 円	1,000 円
4 km以上 6 km未満	3,500 円	1,700 円
6 km以上 10 km未満	5,500 円	2,700 円
10 km以上 14 km未満	7,900 円	3,900 円
14 km以上 18 km未満	10,200 円	5,100 円
18 km以上 22 km未満	12,500 円	6,200 円
22 km以上 26 km未満	14,700 円	7,300 円
26 km以上 30 km未満	16,800 円	8,400 円
30 km以上 34 km未満	18,900 円	9,400 円
34 km以上 38 km未満	21,000 円	10,500 円
38 km以上 42 km未満	23,000 円	11,500 円
42 km以上 46 km未満	25,100 円	12,500 円
46 km以上 50 km未満	27,100 円	13,500 円
50 km以上 54 km未満	29,100 円	14,500 円
54 km以上 58 km未満	31,000 円	15,500 円
58 km以上 62 km未満	33,000 円	16,500 円
62 km以上 66 km未満	34,900 円	17,400 円
66 km以上 70 km未満	36,900 円	18,400 円
70 km以上 74 km未満	38,800 円	19,400 円
74 km以上 78 km未満	40,700 円	20,300 円
78 km以上	42,600 円	21,300 円

別表第 11 (第 27 条の 3 第 2 項関係)

公開講座担当手当を支給する者及び支給額 (円)

区分	同一の年度において同一の講座を 1 回行う場合の支給額	同一の年度において同一の講座を複数回担当する場合の各回の支給額				
		1 回目から 2 回目まで	3 回目から 8 回目まで	9 回目から		
1 人で講座を担当する場合	10,500 (5,300)	10,500 (5,300)	3,500 (1,800)	1,800 (900)		
同一の講座を複数の者で担当する場合	主担当者	10,500 (5,300)	10,500 (5,300)	3,500 (1,800)	1,800 (900)	
	副担当者	副担当者が 1 人のとき	5,300 (2,700)	5,300 (2,700)	1,800 (900)	900 (500)
		副担当者が 2 人以上のとき	3,500 (1,800)	3,500 (1,800)	1,200 (600)	600 (300)

注 1 () は、公開講座の開催時間が平日の 9 時から 18 時の時間である場合の支給額

- 2 同一の講座において、独立して講義を担当する者が複数ある場合は、そのいずれの者についても「主担当者」として取り扱うことができる。
- 3 同一の講座において、講義以外の業務を複数人で分担して担当する場合は、そのいずれの者についても「副担当者」として取り扱うものとする。

別表第 12 (第 27 条の 5 第 3 項関係)

大学院留学生研究指導手当の額

区分	課程	手当の額
主たる指導教員として 2 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 40,300円
		副担当 20,100円
	大学院博士前期課程	主担当 20,100円
		副担当 10,100円
主たる指導教員として 3 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 30,200円
		副担当 15,100円
		副担当 15,100円
	大学院博士前期課程	主担当 15,100円
		副担当 7,600円
		副担当 7,600円